若者に多い消費者トラブルを紹介！

その誘い、その価格、すぐ飛びつかない

●問い合わせ　消費生活センター（本庁舎１階　☎36-8832 Fax36-6839）

４月１日㈮から成年年齢が18歳になります（飲酒、喫煙、競輪や競馬などの投票券購入は20歳以上）。未成年のときは、親など法定代理人の同意のない契約は「未成年者取消し」ができました。しかし、高校生であっても成年に達した生徒は、未成年者取消しができません。契約は慎重に行いましょう。

Q 数年ぶりに高校の先輩から連絡があり、「楽に稼げる投資用アプリがある。購入してアプリ会員になり、新たなアプリ購入者を獲得すれば、手数料ももらえる」と勧誘されました。先輩を「紹介者」として申し込み、消費者金融でお金を借りて先輩に手渡しました。しかし、外国語表示のアプリなので理解できず、契約書もなく、アプリの販売元も不明です。先輩とはその後連絡が取れません。

A マルチ商法の可能性があり、クーリング・オフ通知を出せば無条件解約ができますが、**通知の送り先も不明のため、返金交渉もできません。借金はマルチ商法とは別の契約であり、返済しなければなりません。**普段から親交のある人でさえ、お金の話が出たら疑うこと。「数年ぶり」ならなおさらです。

Q 「初回500円」の化粧品をオンライン注文したら、２回目が届き、１万円の高額請求をされました。３回購入が「初回500円」の条件で、３回購入するまで解約できません。

A **通信販売にクーリング・オフ制度はありません。**回数縛りのある定期購入は、「注文確認画面」に回数分購入したときの総額が表示されます。総額表示がなければ、**初回価格での単品購入の主張もできますが、画面のスクリーンショット等証拠が必要です。**安さには理由があります。

消費者トラブルで「困ったな」「どうしよう」と思ったら、消費生活センターにご相談ください。

無料 FREE

広報まつもとをアプリで配信中

●問い合わせ　秘書広報室
（本庁舎２階　☎34-3271 Fax35-2030）

アプリ「カタログポケット」で広報まつもと等を配信しています。場所や時間を問わず、より手軽に、便利に広報紙を読むことができますので、ぜひご活用ください。

主な機能

- ポップアップ（拡大）機能
- 自動読み上げ
- 10言語に翻訳

App Store か Google Play のストアから「**カタポケ**」と検索してダウンロード。

iPhone　android

3月11日実施

シェイクアウト訓練

●問い合わせ　危機管理課
（本庁舎別棟１階　☎33-9119 Fax33-1011）

市では、東日本大震災や熊本地震を教訓に、地震発災時における自らの身の安全確保行動を身に付けるため、一斉防災訓練を実施します。

日時	**３月11日㈮　午前９時～**
訓練場所	市内全域（自宅、学校、職場など訓練時間にいるその場所で実施）
訓練想定	市内で震度６強の地震が発生
訓練開始の伝達方法	午前９時に同報系防災行政無線（屋外拡声スピーカー等）、および松本安心ネットから

事前に参加登録を！

詳細は市ホームページから、またはお問い合わせください。

シェイクアウト訓練で行う３つの安全行動（基本行動）